

第2章 災害予防

第1節 市防災会議の充実

市に係わる風水害等対策を推進するため、防災会議を年1回以上開催し、南魚沼市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の作成、見直し及び実施を推進する。

第2節 防災に対する住民の自主防災力の向上

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとして各種防災機関の防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の家、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るという意識をもち行動することが、災害による被害を軽減する基本である。

そのためには、防災に対する住民の意識（自主防災力）の高揚、防災教育、広報が重要になってくる。

したがって、防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動に対してより効果的な手法を検討し、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、防災訓練指導体制を強化して、住民の防災対応力の修得を目標に掲げ、実践的な体験訓練を推進するよう対策を実施していく。

更に、そのような中で培われた防災意識及び防災対応力の修得を個人レベルにとどまらせないためには、消防団、自主防災組織及び職場における自衛防災組織を育成指導し、それらの場における日常的な活動を通じて、防災に対する住民の心構えを強化していくよう努めるものとする。

第3節 地域の自主防災力の向上

1 計画の方針

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになり、より有効性が高まる。そのための組織として、自主防災組織が期待される場所である。自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、地区防災計画の作成、資機材の整備・備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、日頃の行政区（町内会等）活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の啓発を図る。

2 地区防災計画の作成及び提案

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関わる計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができるものとする。

3 地区防災計画の位置づけ

市は、南魚沼市地域防災計画に地区防災z計画を位置づけるよう市内の一定の区域内の

1 計画の方針

住民及び事業所を有する事業者から計画の提案を受け、市防災会議が必要があると認めるときは南魚沼市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 消防団の充実

令和4年10月1日現在、消防団の状況は団員数2,013人（定員2,030人）、分団数12である。

今後、非常備消防の重要性にかんがみ、訓練を通じ、防災意識の高揚と技術の向上を図るものとする。

また、防災意識の高揚を住民全体に浸透させるために婦人防火クラブ、幼年消防クラブの育成に努めるものとする。

第5節 防災教育計画

1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる住民・事業所による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、市、県及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 市民、自主防災組織、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ 市は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ 県は、住民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。

エ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 住民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

ウ 防災担当と福祉担当の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 積雪期での対応

冬期間の季節風・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを教育・研修において配慮する。

2 住民・事業所等の役割

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

- ア 市等の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の収集、活用
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

(3) 事業所等の役割

- ア 市等の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の収集、活用
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業所、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

(3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

(4) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

(5) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

(6) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

4 県の役割

- (7) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (8) 消防職団員の防災教育・研修

4 県の役割

- (1) 学校における防災教育の推進
- (2) 社会教育における防災学習の推進
- (3) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発
- (4) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援
- (5) 市に対する防災に関する基礎情報の提供
 - ア 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て、必要な情報の提供を行う。
 - イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。
 - ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。
 - エ 平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。
- (6) 市職員の防災教育の支援
 - ア 市職員の専門的な防災教育機会の創出
 - イ 市の防災教育に必要な情報の提供
 - ウ 消防学校における消防職団員の防災教育・研修
- (7) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について住民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応じて支援する。

6 住民に対する防災知識の普及

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、次により防災知識の普及啓発を図るものとする。

- (1) 普及する内容
 - ア 災害に関する基礎知識
 - イ 災害発生時の初期行動
 - ウ 地域の危険箇所及びハザードマップに関する知識
 - エ 避難、応急救護等応急対策に関する知識
 - オ 避難場所、避難所に関する知識
 - カ 豪雪及び積雪期の災害に関する対応

7 要配慮者に対する防災知識の普及

(2) 普及啓発の方法

- ア 広報紙、広報車の利用
- イ パンフレット等の利用
- ウ 研修会、講演会等の開催
- エ 自主防災組織、行政区等への資料提供

7 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るため、要支援者、保護者、自主防災組織、行政区、施設管理者等が防災知識の普及に努めるとともに、災害時には、地域住民の協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

8 防災上特に注意を要する施設における防災の啓発

災害発生時に、付近の住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設については、施設管理者が防災上の確な応急対策を取ることが、被害を軽減する上で重要である。

このため各監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者等に対して防火教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、応急対策訓練の実施により災害発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛消防組織体制の確立を図る。また、その他一般事業所の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

(1) 施設における防災教育及び訓練

ア 危険物等取扱施設

危険物等取扱施設の管理者は、関係法令、保安規定等、災害時の応急対策について、防災訓練・教育を通じて従業員等に周知徹底を図るとともに、施設の特性を住民に周知し、災害発生時に備える。

イ 福祉施設等

福祉施設等の管理者は、平時から要配慮を把握しておくとともに、職員や施設利用者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらに、付近住民からも避難時の協力を得られるように連携強化に努める。

ウ 宿泊施設等

宿泊施設等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消火活動、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた防災教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

エ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな避難ができるよう避難路等の表示を行う。

第6節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、住民等が防災活動を的確に実施でき

2 住民・事業所等の役割

るよう、平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれの被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や行政区、自主防災組織、事業所などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、行政区等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制・避難誘導体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 事業所、学校等の役割

事業所、学校などは、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には、指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備す

3 市の役割

る。

3 市の役割

市及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、地域防災計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、定期的に総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練の実施を推進する。

(1) 総合防災訓練の実施

市では、毎年7月第1日曜日に総合防災訓練を実施する。実施会場は、3地域（大和地域・六日町地域・塩沢地域）持ち回りとし、会場内に現地災害対策本部を設置する。

ア 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成し得られる地域又は場所を選定して、実地において訓練を行うものとする。

(ア) 種別

① 警報・避難指示等の伝達及び通信訓練

警報・避難指示等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設により訓練を行うものとする。

警報・避難指示等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施するものとする。

(a) 防災無線通信訓練

(b) FMゆきぐに割込み放送、緊急情報メール配信

(c) 被害状況収集伝達訓練

② 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次のとおりとする。

(a) 消防訓練

(b) 水防訓練

(c) 避難訓練

(d) 救急・救助訓練

(e) 必要資材の応急手配訓練

(f) 学校等における防災訓練

③ 災害対策本部設置運営訓練（災害対策本部対応職員の判断能力向上）

④ 職員非常招集訓練（職員の防災意識向上）

(イ) 区分

① 単一訓練

災害予防責任者が個別にその主管する業務に関連した訓練種目を選定して、計画実施するものとする。

② 総合訓練

災害予防責任者が合同して、あらかじめ想定した災害に基づき訓練種目を選定して、計画実施するものとする。

4 県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、

5 防災関係機関の役割

自主防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等などの広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間事業所、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア 総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として年1回実施するものとし、風水害の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(イ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部（県地域振興局）の所管区域（新潟県規則第8号(昭和35年3月25日)）第10条に基づき区分した次の①～③の3エリアによる持ち回りとする。

- ① 糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部 管内
- ② 柏崎、長岡、三条の各地方本部 管内
- ③ 新潟、新発田、村上、佐渡の各地方本部 管内

(ウ) 訓練方法

実働訓練とする。

イ 図上訓練等

災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練等を実施する。

ウ 県立病院・福祉施設等における防災訓練

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練などを行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

(3) 河川、ダム等の県管理施設における防災訓練

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれ

1 計画の方針

が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第7節 自主防災組織等の育成

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、住民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

行政区単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力

1 計画の方針

- (エ) 地域住民に対する避難指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

(4) 自主防災組織の在り方

住民の防災に対する意識の高揚及び組織的な防災活動の定着を図る上で、次の点に留意してその育成、整備に努める。

- ア 結成に当たっては、行政区等地域の組織を自主防災組織として結成、育成することを基本とする。
- イ 住民と市、消防本部等と協議のうえ、組織として機能するよう組織内における役割分担を明確化する。

(5) 自主防災組織の育成の方針

大洪水発生等の災害時には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るため、住民は自主的な防災活動、即ち住民自ら情報の受理、伝達、出火防止、初期消火、避難、誘導、救護等を行うことが必要である。

したがって、地域あるいは施設ごとに、住民又は施設関係者によりその実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から災害の発生を予想した訓練を積み重ねておくものとする。市は行政区を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

- ア 行政区の活動に防災活動を組み入れる。
- イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- ウ 婦人団体、青年団体、赤十字奉仕団体等その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。また、特に災害危険度の高い次の地区に重点をおき、推進を図るものとする。
 - (ア) 木造家屋の集中している市街地
 - (イ) 土砂災害危険区域
 - (ウ) 消防水利、道路事情等により消防活動の困難な地域
 - (エ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

(6) 自主防災組織の編成基準

ア 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされる。

したがって、防災活動が効果的に実施でき、住民が連帯感をもてるような適正な規模とする。

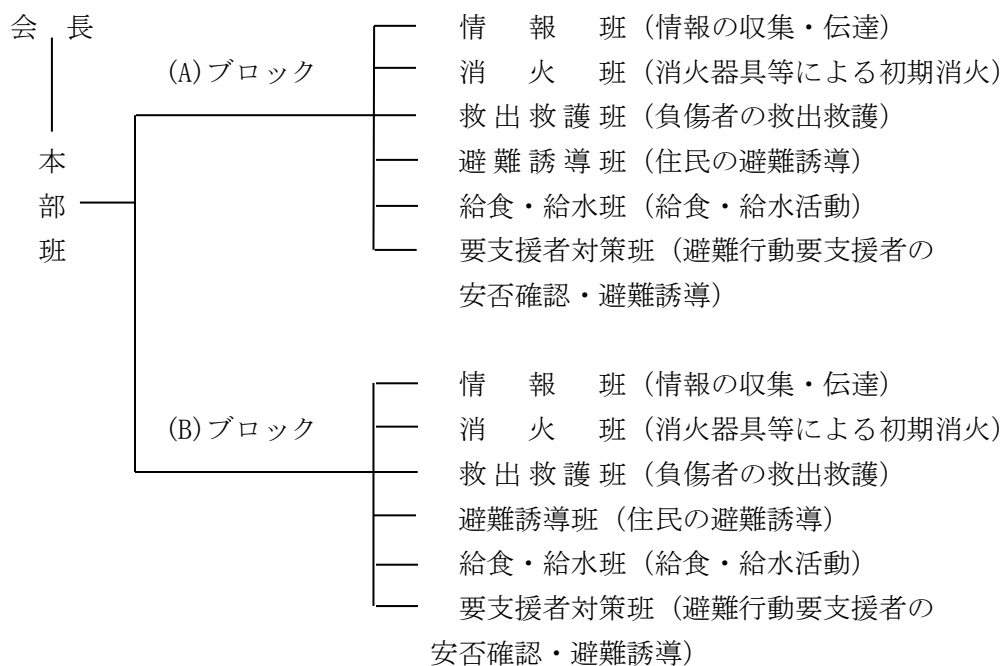
イ 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を発揮するためには、組織が実施すべき業務をあらかじめ定め、各自、平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくことが必要である。

このため、組織は、活動内容をもとにして編成され、それぞれ担当を割り当てておくものとする。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第7節 自主防災組織等の育成
1 計画の方針

自主防災組織の編成例



3 住民の役割

(6) 地区別防災カルテの作成

行政区レベルで災害の危険性を把握することは、よりきめ細かな対策を行う上で重要である。地域の災害危険箇所を事前に把握し、行政区の自主防災組織単位で地区別防災カルテの作成に努めるものとする。

なお、地区別防災カルテには、次の資料を盛り込むものとする。

- ・ 地区の概況
- ・ 地区の面積、人口、世帯数の推移と現況
- ・ 土地利用
- ・ 道路、建物、空地の状況
- ・ 消防施設や消防組織の状況
- ・ 医院や公民館、学校などの防災関連施設
- ・ 災害時に住民がとるべき行動
- ・ 避難行動要支援者の把握

3 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、行政区等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

4 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、住民に対して自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

5 県の役割

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市に対する防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

1 計画の方針

第8節 災害に強いまちづくりの推進

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、国、県、市等の関係機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

ア 災害に強い都市整備の計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制、誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災性向上のための根本的な公共施設の整備

カ 災害危険区域の指定

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪期を想定した対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握に取り組む。

イ 災害に強いまちづくりを実現するため、住民一人ひとりがアイデアを出し合い、実践することなどにより自発的なまちづくりに取り組むよう努める。

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を活かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため、公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、事業所は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととす

る。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

洪水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

市は、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークを形成する。

イ 避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備に努める。

4 県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため県は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア 低地における市街地の浸水対策等の推進

県は市とともに、都市における浸水防除を図るため、河川等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、洪水ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。

イ 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土

5 防災関係機関の役割

砂災害防止対策を推進する。

ウ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、防災上危険な木造密集市街地等を効果的に改善する土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。

エ 新市街地の整備

県は市とともに、無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

県は市とともに、表面流出水量を低減させる等の洪水調整機能や土砂災害防止機能を有する緑地の保全や整備を行うとともに公共施設の緑化を推進する。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、風水害等から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設等を計画的に整備する。

○ 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市の協力を得て、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

(5) 災害危険区域の指定

豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

第9節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- ① 災害対策本部が設置される施設（市役所各庁舎等）
- ② 医療救護活動の施設（南魚沼地域振興局健康福祉環境部、病院等）
- ③ 応急対策活動の施設（警察署、消防署、上下水道施設、ごみ処理場等）

1 計画の方針

- ④ 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- ⑤ 社会福祉施設等（養護老人ホーム等）
- (イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。
 - ① 建築物及び建造物の安全確保
施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。
 - ② 防災設備等の整備
施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。
 - (a) 飲料水の基本水量の確保
 - (b) 非常用電源の基本能力の確保
 - (c) 配管設備類の固定強化
 - (d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
 - (e) 防災設備の充実他
 - (f) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための構造・設備の強化
 - ③ 施設の維持管理
施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。
 - (a) 法令に基づく点検等の台帳
 - (b) 建設時の図面及び防災関連図面
 - (c) 施設の維持管理の手引き
- イ 市及び県は、一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。
 - (ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について
必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
 - (イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
 - (ウ) 落下物等による災害防止について
建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。
 - (エ) 水害常襲地の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。
 - (オ) 地下道や地下歩道等の浸水防止対策について
地下道や地下歩道等の浸水防止のための必要な措置を行う。
 - (カ) がけ地等における安全立地について
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
 - (キ) 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 - ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、段差部のスロ

2 住民・事業所等の役割

ープ化や身体障がい者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 積雪期の対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては、積雪期の風水害等による被害を防止するため、克雪住宅の普及等の克雪対策を推進する。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

自己の所有する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は、計画の方針に従い必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 県の役割

4 県の役割

- (1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策
 - ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 老朽化した建築物の長寿命化計画
県は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第10節 気象等防災観測体制の整備

1 計画の方針

- (1) 基本方針
 - ア 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。
 - イ その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに、相互の通報連絡体制等を整備する。

2 新潟地方気象台の観測体制

- (1) 地上気象観測
気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、日照時間、積雪の深さの観測も行っている。
- (2) レーダー気象観測
気象庁は、全国約 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。
- (3) 高層気象観測
高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。
- (4) 静止気象衛星
東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道の上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を

3 その他の機関の観測体制

24時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

3 その他の機関の観測体制

防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出るものとする。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測している。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く住民へ配信されている。

(2) 市の観測体制

市は、市役所庁舎、消防署等において気温、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

(3) 県の観測体制

ア 公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く住民へ配信されている。

イ 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ 発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

(4) 鉄道事業者の観測体制

ア JR各社

JR各社は、県内の駅等の観測地点で、社員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、特別警報・警報・気象注意報の提供を受ける。

4 今後の観測体制整備の方向

(ア) 社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を1日2回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数ヶ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

新幹線の路線には10箇所風速計を設置し、常時風速の瞬間値を記録している。列車の運行に危険な風速が観測された場合は、直ちに新幹線指令室の表示盤にランプで表示され、列車の運転規制等が行われる。

イ 北越急行株式会社

(ア) 社員による計測

松代工務区で天候・気温・気圧・湿度・降雪・積雪を観測し、降雪・積雪は本社、六日町指令所に報告し、その他の観測結果は記録として保存する。

(イ) 機械観測

ほくほく線各所に雨量計・風速計等を設置し、計測する。観測結果は六日町指令所に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬期間は、ウエザーニュースから降雪予測情報を、日本気象協会から着氷情報を購入し、除雪の出動や架線の凍結防止に活用している。

(5) 東日本高速道路株式会社の観測体制

東日本高速道路株式会社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報板や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断など道路管理に活用されている。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

1 計画の方針

第11節 道路・橋梁・トンネル等の風水害等対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、風水害等に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設等を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成するものとする。

(ア) 関越自動車道を基幹に、これとアクセスする主要国道とそのバイパス及び高規格道路を主体とし、次の重要な防災拠点を連絡する道路

- ・ 防災活動拠点施設（市役所各庁舎、南魚沼地域振興局庁舎、警察署、消防署等）
- ・ 輸送施設（主要駅、臨時ヘリポート）
- ・ 輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）

(イ) 隣接市町村との接続道路

(ウ) 病院、避難所等公共施設と(ア)の道路を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は、法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害等に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は、特に重点的に強化する。

(ウ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害等対策

道路管理者等である東日本高速道路(株)、国土交通省、市及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して整備計画の整合を図り、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害等の発生時には、道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠

風水害等対策編 第2章 災害予防 第11節 道路・橋梁・トンネル等の風水害等対策
2 各道路管理者等の行う風水害等対策

水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設等には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ 洪水ハザードマップの活用

各道路管理者等は相互の協力を得て、市が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講ずる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害等災害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性確保

風水害等災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い、必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通して、それら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ITV）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を締結している団体などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者等は異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区画毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓

1 計画の方針

発活動を推進する。

第12節 鉄道事業者の風水害等対策

1 計画の方針

基本方針

J R 東日本、J R 貨物及び北越急行(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3 県の役割

連絡体制の整備

県(防災局)はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

4 防災関係機関の役割

○各鉄道事業者

(1) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

イ 近接施設からの被害予防

(2) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

イ 情報伝達方法の確立

防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために通信設備を整備する。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

風水害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

1 計画の方針

第13節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ア 住民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 市は、住民へ土砂災害特別警戒区域・警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備するとともに土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、県土の多くを占める中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市及び住民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織等と連携した警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対して土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定

2 住民・事業所等の役割

められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を策定するにあたっては、市町村と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民・事業所等の役割

住民・事業所等は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察署等へ連絡する。また、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 市の役割

(1) 住民への土砂災害危険箇所等の事前周知と防災意識の向上

土砂災害特別警戒区域及び警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

市の総合防災訓練を毎年実施するとともに、自主防災組織の平時における防災活動を推進し、防災意識の向上に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒介である防災行政無線等を整備・保守する。

ウ 土砂災害警戒情報や、県及び国（北陸地方整備局）が重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(3) 情報の収集

市は、気象情報等により土砂災害のおそれがある場合、雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの土砂災害前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集を行う。

(4) 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

市は住民からの災害前兆現象に関する情報提供や現場パトロール、また県及び新

潟地方気象台から土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域等を踏まえた発令対象区域を指定し、速やかに高齢者等避難の発令、避難所への避難指示を行う。これらの情報は、行政区長、自主防災組織、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域内の要配慮者利用施設や学校などの配慮が必要な施設への連絡や防災行政無線、広報車等あらゆる手段を用い情報の周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域内の要配慮者利用施設等の警戒避難体制

土砂災害特別警戒区域及び警戒区域内の要配慮者利用施設や学校などの配慮が必要な施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に対し警戒避難体制を整備するよう指導・周知を図る。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定・周知

土砂災害特別警戒区域及び警戒区域等を踏まえた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難路についても警戒区域等を踏まえ、事前に住民に周知を図る。

(6) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転を促進するよう努める。

(7) 地すべり防止区域巡視員の設置

市は、県より委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するための地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定めて業務を実施する。

(8) 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

(9) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の点検調査に協力する。異常が発見された場合、県へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 高齢者等避難、避難指示の発令

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合、また土砂災害警戒情報等を参考に二次災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築する。また、必要な場合は速やかに高齢者等避難、避難指示を発令する。その際には、広報車、防災行政無線等を利用するとともに、行政区長、自主防災組織、警察、消防、消防団等と協力し、避難情報の伝達を行う。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえないため、災害後も監視に努める。

4 国・県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区や既設治山施設の点検を実施し、点検結果を地域住民が行う警戒避難行動や、防災施設の機能強化等に活用する。なお、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定するとともに、直轄工事施行区域において砂防工事を実施する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂池等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第 51 条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、市を通じて住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、市に新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生

予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市などに常時提供できるよう体制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

県は、市を通じて行う住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市を支援する。

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、市の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害地区別警戒区域における対策

県は、市の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ・必要に応じ土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市に委託する。

(12) 専門技術ボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用

イ 砂防・治山ボランティアとの協働

(13) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国（北陸地方整備局）は、緊急調査を実施する体制及び土砂災害緊急情報を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(14) 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業

1 計画の方針

団体等との災外協定の締結を推進する。

イ 二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第14節 河川災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。（準用河川、普通河川）

ウ 国、県は、豪雨、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

エ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう、洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、住民へ周知する体制を整備するものとする。

2 住民・事業所等の役割

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれのある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民・事業所等の役割

住民・事業所等は、平時より堤防や護岸など河川管理施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、消防署及び警察署へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所について、事前に確認しておく。

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において消防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮した対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 下水道施設による雨水排除対策

(ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定する。

(イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止策を講じる。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、消防団及び市の水防体制を整備するものとする。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 情報の収集

国及び県からの洪水予報、インターネット等を活用し、水位情報・雨量情報の収集を行うとともに、河川巡視等を行う。

ウ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設について、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

エ 大規模工場への情報伝達体制の整備

市は、自衛水防組織を設置した大規模工場について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

オ 警戒避難体制の整備

(ア) 市は、洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（個別受信機を含む）の整備など情報伝達体制を確保する。

カ 住民の防災意識向上に向けた啓発

自主防災組織づくりを積極的に働きかけるとともに、防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法について周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者利用施設等を含む避難訓練の実施に努めるものとする。

キ 下水道施設への浸水対策

下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講ずる。

4 県の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備及び維持管理

達成目標に基づき、以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

(ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

特に、社会経済活動への影響が広範囲にわたる河川については早期完成を目標に改修を推進する。また、破堤、越水した場合に人家や重要施設などへの影響が大きい河川や危険性が高い河川における河床掘削・伐木等の実施やボトルネック部の局部改良等を推進する。

(イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備

(ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討

- (エ) 老朽化した施設等について長寿命化計画の作成・実施
- ウ 下水道施設への浸水対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講ずる。
- エ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。
- (2) 洪水への減災対策
 - ア 水防体制の整備
 - (ア) 水防計画の策定及び指定水防管理団体
 - ① 県は、豪雨、洪水に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。
 - ② 新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法その他水防活動に必要な事項を定める。
 - ③ 県は、水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
 - ④ 新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。
 - (イ) 緊急用の水防資機材の確保
 - ① 河川及びダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。
 - ② 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。
 - (ウ) 情報管理手法

河川及びダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。
 - （エ） 重要水防箇所調査及び水防管理団体との合同巡視

河川及びダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や消防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

市内の県管理河川関係の重要水防箇所

管理区分	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
県管理	11	24,400	40	54,100	35	37,150	0	0	91	122,850

資料：令和3年度新潟県南魚沼地域振興局地域整備部水防計画

※1 延長は、両岸延長

※2 重点-A区間で特に重点的に巡視 A-水防上最も重要な箇所

B-水防上重要な箇所 要注意-注意を要する箇所

市内の国管理河川関係の重要水防箇所

管理区分	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
国管理	2	20	20	1,438	76	14,182	5	516	103	16,156

資料：令和4年度国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所水防野帳

※1 延長は、両岸延長

※2 重点－A区間で特に重点的に巡視 A－水防上最も重要な箇所

B－水防上重要な箇所 要注意－注意を要する箇所

水防上巡視を必要とする市内の構造物箇所

管理区分	樋門・樋管	橋りょう	計
県管理	0	0	0
国管理	3	2	5

資料：令和3年度新潟県南魚沼地域振興局地域整備部水防計画

イ 防災体制の充実

(ア) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

(イ) 河川情報の共有化

河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線で接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。

ウ 住民の防災意識の向上

(ア) 洪水ハザードマップの作成支援

① 洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図を作成し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

② 住民に分かりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。

(イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡大

主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位情報河川の指定を推進する。

(ウ) 洪水予報河川の拡大

流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。

(エ) 防災情報提供の充実

① インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より住民に分かりやすい情報提供に努める。また、河川監視カメラや危機管理型水位計の施設整備を推進し、防災情報提供の充実に努める。

② 住民への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。

5 関係機関の役割

- (オ) 防災意識の向上に向けた啓発
防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。
 - (カ) 学校教育等との協力による防災教育の推進
国及び県は、市教育委員会に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。
- エ 河川管理施設の機能の維持向上
河川管理施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- (ア) 堤防等の点検強化
人口や資産の集中している河川の区間や破堤等した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。
 - (イ) 河川巡視の強化
河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。
 - (ウ) 河川管理施設の保全
水門、樋門等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。

5 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

- ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。
- イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。
- エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

1 計画の方針

第15節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急対策を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに、施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

ウ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

さらに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害や、社会状況の変化を踏まえ、関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」の取組推進に向け、国営土地改良事業によって造成された広域にわたる大規模排水機場等に関し、状況に応じた整備を関係機関と相談の上、適時に実施するよう努める。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの及び堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに、計画的な施設整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監

2 市の役割

視カメラの設置による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住民等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

(6) 緊急用資機材の点検・備蓄計画

緊急用資機材は、市の水防倉庫等に一部備蓄するとともに、災害時の応援業務に関する協定締結団体等に協力依頼して調達・備蓄・輸送に努める。また、資機材は定期的に点検整備を行い、緊急時に備えるよう努める。

(7) 緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

緊急時の資材等の緊急調達、輸送は災害時の応援業務に関する協定団体に依頼する。

3 県の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

市等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被災状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

- ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。
- イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第16節 防災通信施設の整備と風水害等対策
1 計画の方針

- (2) 新潟県土地改良事業団体連合会
各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第16節 防災通信施設の整備と風水害等対策

1 計画の方針

- (1) 基本方針
- ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
 - イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

2 市の役割

- (1) 防災行政無線施設の整備
- ア 情報伝達通信システムの整備
災害時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信システムを整備するよう努める。
 - イ 移動系無線の整備
災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。
- (2) 防災相互通信用無線機の整備
災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。
- (3) 新潟県総合防災情報システムの整備
災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。
- (4) 市・県防災行政無線施設の運用
- ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。
 - イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
 - ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
- (5) 停電対策
商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。
- (6) 通信機器の配備及び調達体制の整備
通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

3 県の役割

- 県は、次の施設整備及び対策を推進する。
- (1) 新潟県総合防災情報システムの整備
県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本

4 防災関係機関の役割

部や市、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。また、Lアラート（公共情報コモンズ）との連携を図り情報配信の多様化を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

イ 移動系無線施設

(3) 防災相互通信施設用無線機の整備

(4) 停電対策

(5) 新潟県防災行政無線施設の運用

(6) 通信機器の配備及び調達体制の整備

ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。

ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到対策を講じる。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 水防・道路用通信施設の整備

イ 停電対策

ウ 点検整備

(2) 警察本部

ア 警察無線通信施設の整備

イ 停電対策

ウ 通信の確保

(3) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線の整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の災害活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線システムを整備する。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震化を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

5 災害時の情報収集に利用する通信施設

災害時の情報伝達・収集に利用する通信施設は、デジタル防災行政無線とする。

災害時において、通信手段が利用できない場合、アマチュア無線技士等に協力を依頼するものとする。また、市職員でアマチュア無線有資格者から、個人所有の無線機を市災害対策本部に持参してもらい、あらかじめ定めてある周波数により、アマチュア無線技士等に情報の収集や伝達を呼び掛けるものとする。

第17節 放送事業者の風水害等対策

1 計画の方針

放送は、風水害等発生時において、気象特別警報、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

市内放送機関は、局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、水位等風水害等に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 放送機関の対策

(1) 必要な対策

- ア 放送、通信設備の防災対策
- イ 消耗品、機材等の常備
- ウ 非常用電源の確保

(2) 対策の計画

- ア 風水害等による被害状況を予想し、予備機器等の整備検討
- イ 防災意識の高揚
- ウ 防災体制の強化

(3) 体制面の整備

ア 防災訓練の実施

災害時の報道機関の責任を果たし、放送の確保を図るため、日常における防災訓練を実施し、災害報道に備える。また、市、県、消防等の実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

イ 連絡体制の強化

災害時の対応について、市等との災害協定等の締結、連絡体制の整備を図る。

第18節 電気通信事業者の風水害等対策

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

- (1) 電気通信施設の耐風水害等対策及び耐火対策
- (2) バックアップ対策
- (3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

3 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害等発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水害等災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 復旧要員の確保及び応援協力体制
- (3) 防災教育及び防災訓練の実施

4 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

- (1) 復旧資材等の調達
- (2) 復旧資材等の運搬方法
- (3) 災害対策用資材置場等の確保

5 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水害等によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

- (1) 防災広報活動
 - ア 広報車での呼びかけ
 - イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
 - ウ インターネットを通じたの周知
- (2) 広報項目
 - ア 被害状況

風水害等対策編 第2章 災害予防 第19節 電力供給事業者の風水害等対策
6 広域応援体制の整備

- イ 復旧見込み
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第19節 電力供給事業者の風水害等対策

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系等も2重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

3 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

系統給電指令所、各電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

風水害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。また、市等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第20節 ガス事業者等の風水害等対策
4 災害対策用資機材等の確保

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

4 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

5 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第20節 ガス事業者等の風水害等対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ア) LPガス充てん所の風水害等に対する安全対策を講ずる。

(イ) 消費者に対して風水害等発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ ガス事業者は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 住民は、風水害等発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害等対策に努める。

エ 市及び県は、風水害等発生時の安全措置等について、普及・啓発を図る。

(2) 積雪期の対応

住民は、ガスメーター・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法

について配慮する。

2 ガス事業者の役割

- (1) 風水害等による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講ずる。
 - ア LPガス充てん所及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置
 - (ア) LPガス充てん所の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害等対策を計画的に進める。
 - (イ) 消費者に対して、LPガス容器の流出防止措置等の風水害等対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。
 - イ 二次災害防止のための措置
 - (ア) 消費者に対して風水害等発生時に取りるべき安全措置をあらかじめ周知する。
 - (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
 - (ウ) ガス事業者は、風水害等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
 - (エ) 風水害等発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにLPガス充てん所及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害等発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。

3 住民・事業所の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害等対策を行う。
- (2) 風水害等発生時に取りるべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における風水害等発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合の措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害等発生時に取りるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員児童委員等の福祉関係者に対して、風水害等発生時の安全措置について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 県の役割

ガス事業者に対して、次の事項について指導する。（防災局）

- (1) LPガス充てん所の風水害等対策に対する安全対策の推進
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における風水害等発生時の安全措置等の重要性についての普及・啓発
- (5) LPガス容器の流出防止対策の推進

6 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の確保等の応援協力体制の整備に努める。

第21節 上水道の風水害等対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害等による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市防災担当部局は、水道事業者と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市内全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市による災害予防対策が促進されるよう、支援体制の充実及び強化を図る。

(エ) 住民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人あたりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害等による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第21節 上水道の風水害等対策
2 水道事業者の役割

風水害等 対策の目標	具 体 例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ/日） ・1ヵ月後は各戸1給水栓の設置

(2) 積雪期（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

- (ア) 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、風水害等による土砂崩れや河川の増水で冠水することがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。
- (イ) 市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- (ウ) 水道事業者は、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。
- (エ) 水道事業者は、集中型の水道システムでは、長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。
- (オ) 市及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期の対応

市は、約半年間は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画を作成等によりその適切な維持管理に努める。

また、市防災担当部局が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、地下水等による予備水源を確保する。

(イ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第21節 上水道の風水害等対策
2 水道事業者の役割

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるように浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。

(ウ) 広域的な連絡管の整備

隣接する水道事業者間の相互連絡管の整備を検討していく。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達整備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても、防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害等による水道施設の被害想定

風水害等による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

① 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

② 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

③ 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

① 応急復旧期間を設定する。

② 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

③ 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

④ 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

① 給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設を整備する。

② 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 共通の役割（水道事業者・市及び県の役割）

- (1) 飲料水等の確保
飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- (2) 連絡体制の確立
関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講ずる。
- (3) 防災広報活動
災害時の活動を円滑にするため、住民、行政区等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 県の役割

- (1) 水道事業者及び市からの情報収集や助言等
水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市に対し助言等を行う。
- (2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握
水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。
- (3) 関係機関との防災体制の構築
市からの応援要請に対応できるよう、平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。
- (4) 連絡体制の確立
関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講ずる。

5 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の確保等の応援協力体制の整備に努める。

第22節 下水道の風水害等対策

1 計画の方針

- (1) 基本方針
ア 住民（各家庭、学校、事業所等）は、風水害等により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。
下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する汚水量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第22節 下水道の風水害等対策
1 計画の方針

風水害等発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、あらかじめ風水害等から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自ら管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、直ちに被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ組織体制を整備しておく。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、あらかじめ風水害等の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自ら管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。

また、大災害を想定した市の支援体制を整備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに市に連絡し、市から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道等施設等復旧は、概ね次の計画を目安にする。

風水害等後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害等対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害等後3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
風水害等後1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
風水害等後1ヶ月程度～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

オ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第22節 下水道の風水害等対策
2 住民・事業所等の役割

市及び県は、新設及び既設の施設に対して風水害等対策を講ずるように努める。

カ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、または使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民及び地域の役割

ア 各家庭において、風水害等発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ、簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる汚水量を少なくするように努める。

ウ 住民は、地域の指定避難所における携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 事業所、学校等の役割

ア 事業所、学校等において、風水害等発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる汚水量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ 応急対策マニュアルの作成

(2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について普及啓発を図るように努める。

イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第22節 下水道の風水害等対策
4 県の役割

- イ 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、住民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

4 県の役割

(1) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市に対する支援体制の整備

- ア 大災害を想定した市の支援体制を整備するように努める。
- イ 市町村の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するように努める。
- ウ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 災害時における下水道等の使用に関する住民への普及啓発

- ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急措置を実施する。
- イ 流域関連公共下水道管理者である市の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、住民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 地方共同法人日本下水道事業団

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するよう努める。

(2) (社)地域環境資源センター

- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するよう努める。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第22節 下水道の風水害等対策
5 防災関係機関の役割

- (3) 公益財団法人日本下水道管路管理業協会
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。
- (4) 一般社団法人新潟県下水道維持改築協会
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。
- (5) (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
 - ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

1 計画の方針

第23節 危険物等施設の風水害等対策

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射性発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害等による災害の未然防止を図るため必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害等による災害発生の未然防止を図る。

イ 市及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、雪崩又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し、危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任

風水害等対策編 第2章 災害予防 第23節 危険物等施設の風水害等対策
3 市の役割

者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や災害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取締施設等

ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射性物質使用施設

ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により、災害の未然防止を図る。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

3 市の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握

(2) 危険物等施設の安全対策

市は、県及び関係機関と連携し、危険物施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩、放射性同位元素による被爆等の災害防止及び被害の拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

市は、県及び関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量危険物や化学薬品等について、管理者に法令・安全規則の遵守等適切な管理について、指導・助言するものとする。また、危険物等の落下による被害の未然防止等について、指導・助言するものとする。

(4) 消防本部

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業者との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに、実践的な防災訓練等の実施について指導する。

4 県の役割

(1) 危険物施設安全対策

- ア 市に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。
- イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて、危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

- ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
- イ 消防機関と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。
- ウ (社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

- ア 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して、高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
- イ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
- ウ (社)新潟県高圧ガス保安協会、(社)新潟県エルピーガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会(以下「高圧ガス関係協会」という。)の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。
- エ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策

- ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。
- イ 届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

- ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。
- イ 届け出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

1 計画の方針

第24節 火災予防計画

1 計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害等発生時の火災の発生を防止するため、住民、地域、事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア 住民（各家庭）、地域、学校、事業所等は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火器器具を使用する等、風水害等発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防力の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 市は、県及び関係機関の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員児童委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火器器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 行政区や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織及び行政区等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

3 市の役割

(3) 事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(2) 臨時ヘリポートの整備

災害時には、専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、野球場、駐車場等を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(3) 消防本部

- ア 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。
- イ 同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実に図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。
- ウ 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所との情報交換等により協力体制を強化する。
また、迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。
- エ 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- オ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- カ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。
- キ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
- ク 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。
- ケ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

4 県の役割

- (1) 防火思想の普及促進
住民に対して、市及び消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。
- (2) 自主防災組織の育成強化の支援
市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。
- (3) 消防設備士等の活用
消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。
- (4) 広域消防応援体制の整備
県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

第25節 水防活動体制の整備

1 計画の方針

- (1) 基本方針
 - ア 水防管理団体である市は、市内の水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。
 - イ 県は、水防管理団体が行う水防が十分行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。
- (2) 要配慮者に対する配慮策
要配慮者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水防警報等の伝達体制の整備を図る。
- (3) 積雪期の対応
雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 住民・事業所等の役割

- (1) 住民の役割
 - ア 日頃から、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。
 - イ 風水害等発生時、水防管理者(市長)、消防団長又は消防長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。
- (2) 地域の役割
水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時には、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。
- (3) 事業所の役割
災害発生時における応急対策活動を円滑に図るため、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割
浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮

3 市の役割

者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 市の役割

(1) 水防計画の策定

市は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、消防団等をもって水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

市は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができるものと認められるものを水防協力団体として指定する。

(3) 消防団の育成強化

ア 市は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防組織の充実と技術の習熟に努める。

イ 市は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 市は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

市は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備を検討していく。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

市は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険を伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

(7) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

4 県の役割

(1) 水防計画の策定

ア 豪雨、洪水に際し、水災を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ 水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づき市を「指定水防管理団体」に指定する。

5 防災関係機関の役割

(3) 水防資機材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域の河川の特徴を踏まえ、水防管理団体及び(社)新潟県建設業協会等の民間団体と協力して、資機材の整備に努める。

イ 非常の際の水防資機材及び作業員の輸送計画について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

(4) 重要水防箇所の調査

浸水等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

5 防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため、情報伝達訓練及び水防演習を国、市及び県と合同で実施する。

第26節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

イ 住民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。

ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。

ウ 市は、水害時を想定したごみ及びし尿の収集、処理方法等を具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し協力を求める事項について周知する。

エ 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。併せて、水害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

オ 県は、市からの要請に備え、市町村間の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 住民の役割

(1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。

(2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等

4 県の役割

について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時における廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、水害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

ア 近隣市町村、関係機関等の災害時応援協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等による近隣他県、国との協力体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、発災直後の市及び県からの要請による、し尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社)新潟県産業資源循環協会

ア 県との災害時応援協定に基づき、市及び県からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

1 計画の方針

- (4) (一社)新潟県浄化槽整備協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、市及び県からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- (5) (一社)新潟県解体工事業協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、市及び県からの要請による損壊家屋の解体に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- (6) (公財)新潟県環境保全事業団
 - ア 県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第27節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

土砂崩れや雪崩等による交通遮断で、孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備に努める。

- (1) 基本方針
 - ア 各主体の責務
 - (ア) 孤立予想集落の住民は、自らの孤立に備えて食料・物質等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。
 - (イ) 市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等に努める。
 - (ウ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段の確保に努める。
 - (エ) 県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 - 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受入先を確保する。
- (3) 積雪期の対応
 - 雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 集落の役割

- (1) 住民の役割
 - 孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。
- (2) 地域の役割
 - 災害発生時に、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。また、平時から集会所等が地域防災の拠点となるよう整備等に努める。

3 市の役割

(3) 事業所等の役割

孤立予想集落の事業所等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 市の役割

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星通信等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- (6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

4 県の役割

- (1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施
 - ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。
 - イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。
- (2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援
補助制度等を活用するなど、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。
- (3) 積雪期のヘリコプター運用
積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第28節 雪害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は住民、県及び関係防災機関との役割分担に留意の上、建物除雪の確保、医療・教育の等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保（ボランティアの派遣等）等に努める。

新潟県住宅の屋根雪対策条例等に基づき、克雪住宅の復旧、住宅の屋根雪下しを行う際の安全確保、空き家の屋根雪下し等に関する取組等の必要な施策の展開に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障をおよぼす事象の発生において、市は県及び関係機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

2 住民の役割

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

市は、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯については、地域（行政区、自主防災組織、民生委員児童委員など）による日常の訪問活動などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

市及び県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

2 住民の役割

(1) 住民（各家庭・各事業所等施設管理者）の役割

- ア 自己の責任において、屋根雪、避難口等の適切な雪処理に努める。
- イ 道路途絶等による一時的な孤立に備え、食料等の適切な備蓄を行う。
- ウ 屋根雪や雪処理中の事故防止に心がける。

(2) 地域の役割

- ア 要配慮者世帯への除雪協力を努める。
- イ 積雪期を想定した訓練を実施する。
- ウ 避難所の適切な雪処理を行うとともに、暖房・燃料の適切な管理に努める。
- エ 雪崩危険箇所等について事前に把握しておく。
- オ 地域内の雪庇等、危険箇所の除雪に努める。

3 市及び関係機関の役割

市は、住民、県及び防災関係機関と協力し、積雪期を想定した雪対策を推進する。

3-1 総則

(1) 防災知識の普及促進

市は、積雪期の屋根雪の荷重による住居の倒壊の危険性、積雪による避難の困難、寒冷対策、車中避難による一酸化炭素中毒の危険性等、積雪期における災害予防対策の重要性について、知識の普及に努める。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の組織づくりを推進し、積雪期の避難場所の適切な管理、避難行動要支援者の避難誘導、雪崩危険箇所の周知徹底、地域内の雪庇等、危険箇所の除雪等、自主防災組織の活動促進を図る。

(3) 集落孤立対策

雪崩等で道路が寸断し、孤立が予想される集落の指定避難所については、施設の収容人数、食料、暖房・調理用熱源・燃料の確保に努める。

また、孤立時の通信の確保のため、地域防災行政無線、衛星携帯電話等の整備に努める。

(4) 降・積雪情報の収集

ア 積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

3 市及び関係機関の役割

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

イ 降・積雪情報の定時報告

県が指定した降・積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

(5) 雪処理の担い手の確保

市、県及び関係機関は、過疎・高齢化や、豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

(6) 消防活動の強化

市及び消防機関は、消火栓、防火水槽等の除雪の徹底を図るとともに、雪に強い消防施設等の整備を推進するなど、消防活動の強化に努める。

ア 消防ポンプ自動車等の機動力の整備を行い、消防活動の強化に努める。

イ 消火栓、防火水槽等の除雪、配管ポンプの凍結防止に努めるとともに、防火水槽に立上り吸水管及び多段式消火栓を設置するなど、消防水利の確保を図る。

ウ 冬期間の消防機能の低下に対処するため、防災意識の徹底と防火組織の育成強化を図る。

(7) 避難所予定施設の整備

ア 暖房・調理用熱源器具・燃料の事前配備に努める。

イ 輸送困難を想定し、可能な限り備蓄物資や仮設トイレ等の資機材を避難所予定施設へ事前配備するよう努める。

(8) 無雪ヘリポートの確保

災害時の緊急救出・救助を想定し、無雪ヘリポートの確保に努める。

(9) 危険物等取扱施設等の除雪

市は、市内の危険物等取扱施設等や一般家庭に対し、雪庇等の落雪による損傷を防止するため、除排雪を適切に行うよう指導することに努める。

(10) 一般廃棄物処理

冬期間の一般廃棄物処理を迅速かつ衛生的に実施するため廃棄物の実態を的確に把握し、道路管理者等との連携により収集・運搬・処理体制の強化、環境汚染に配慮した処理方法の検討を行い一般廃棄物処理体制の整備に努める。

(11) 水道の維持管理

豪雪あるいは寒冷時には水道施設の機能が低下するので、水道事業管理者は適切に施設管理を行い、水質基準にあった水道水が常時給水されるよう努める。

(12) 地盤沈下対策

降雪時には消雪用地下水の大量汲み上げによる地盤沈下が発生しているので、克雪住宅、流雪溝整備等の克雪対策の推進に努めると共に、事業所等の揚水設備管理者に節水に配慮した消雪パイプの運転管理の徹底、地下水に依存しない雪処理方法への転換について啓発指導をおこない、各家庭にも節水協力を呼びかけ地下水揚水量の削減に努める。

3 市及び関係機関の役割

3-2 交通の確保

(1) 道路の除排雪体制の強化

市内主要道路等については、消雪パイプ、流雪溝等の消・融雪施設を有効利用し、機械除雪を主体に冬期間の道路交通確保を実施する。

ア 一般国道、県道、市道の各道路管理者は、相互に連携して除排雪にあたるものとする。

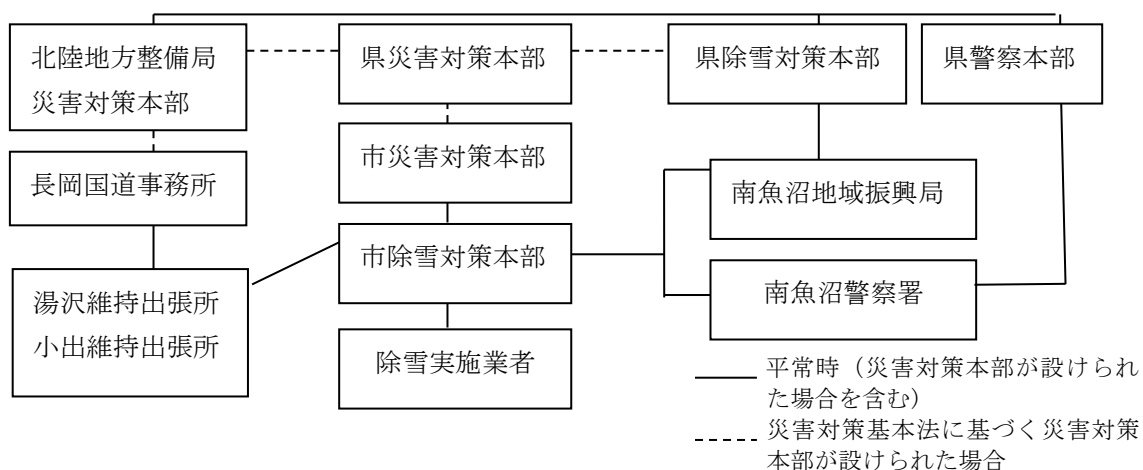
イ 除雪の実施体制

除雪路線を平常時確保路線と緊急時確保路線に分けて対処する。緊急時とは、短期日の間に連続異常降雪があり、異常な積雪状態となった場合をいう。

なお、冬期除雪体制は、降雪期前に準備を完了させ、いつでも対応できる体制をとるものとする。

(ア) 組織体制

① 道路除雪交通情報連絡系統



風水害等対策編 第2章 災害予防 第28節 雪害予防計画
 3 市及び関係機関の役割

② 除雪実施系統

(a) 平常時の場合

建設課に除雪対策本部を設け、除雪対策本部長指揮のもとに除雪を実施する。

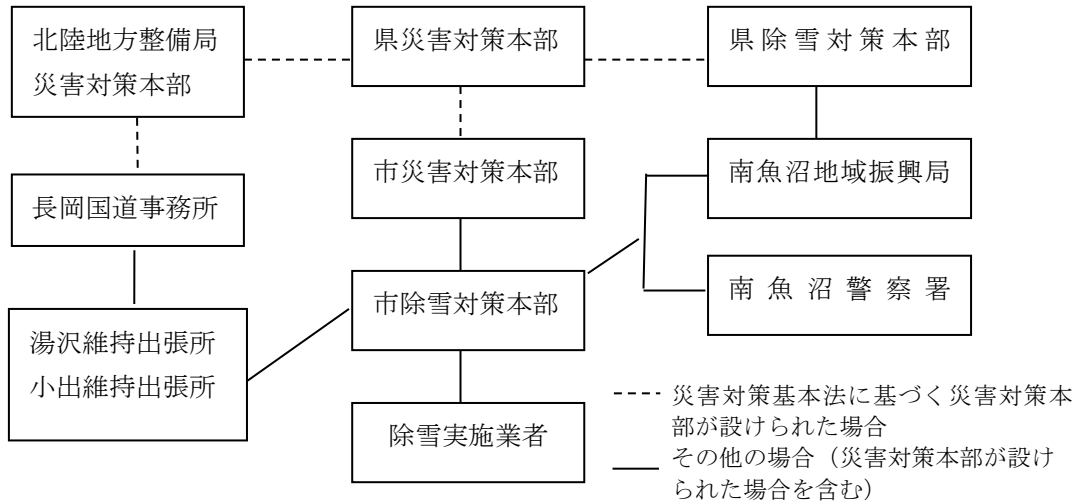
除雪対策本部長：市長

除雪対策副本部長：副市長

除雪対策実施部長：建設部長

(b) 緊急時の場合

次の連絡系統により円滑にしている確かな情報要請、措置指令、措置報告等の連絡を確立する。



(c) 平常時から緊急時への移行

a 指定雪量観測点及び警戒積雪深

交通を確保する路線網の積雪を代表する位置に雪量観測点を設置し、警戒積雪深を定める。

b 注意体制への移行

指定雪量観測地点の5地点以上における積雪深が警戒積雪深の60%（145cm）に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案して決定する。

c 警戒体制への移行

指定雪量観測地点の5地点以上における積雪深が警戒積雪深（240 cm）に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案して決定する。

d 緊急体制への移行

指定雪量観測地点の大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合で、主要道路の除雪状況、降雪状況を勘案して決定する。

e 取水制限後の除排雪体制（取水制限体制）への移行

取水制限流量を下回り、取水を停止した後、さらに連続して3日間以上、下回った場合において、主要路線の堆雪状況、降雪状況を勘案して機械等による除排雪体制への移行を決定する。決定後直ちに各ゾーン組合長を通じて全組合員に周知徹底する。

f 非常体制への移行

災害対策本部が設置された場合及び主要路線において大規模な排雪作業が必要となった場合。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第28節 雪害予防計画
3 市及び関係機関の役割

＜指定雪量観測地点及び警戒積雪深等＞

No.	指定雪量観測点	警戒積雪深	通報、注意積雪深（左の60%）
1	赤石小学校	240cm	145cm
2	南魚沼市役所大和庁舎		
3	城内地域開発センター		
4	南魚沼市役所本庁舎		
5	欠之上地区		
6	南魚沼市役所塩沢庁舎		
7	石打小学校		
8	上田小学校		

小学校：休校日観測しない

(イ) 平常時における除雪

除雪は、当該路線の交通確保の必要性に応じて、第1種・第2種・第3種・歩道除雪に区分する。

各種別の除雪目標は、次のとおりとする。

- 第1種路線：2車線確保を原則とするが、状況により1車線で待避所を設けることもある。7時から7時30分の交通確保を原則とする。
- 第2種路線：1車線確保に必要な待避所を設けることを原則とする。異常降雪時以外は、7時から7時30分の交通確保を原則とする。
- 第3種路線：1車線確保に必要な待避所を設けることを原則とする。異常降雪時以外は、7時から7時30分の交通を確保するが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。
- 歩道除雪：7時30分と16時の歩行者の通行確保を原則とする。

(ウ) 緊急時における除雪

除雪路線のうち、路線の重要度を勘案し、異常豪雪時の交通確保区間を2車線及び1車線の2種類に分け、路線を決定して除雪する。

ウ 冬期臨時交通規制等の実施

警察は、冬期間における交通の安全と円滑を図るため、次のとおり冬期臨時交通規制等を実施する。

(ア) 冬期交通規制の実施

必要に応じ冬期交通規制を実施する。

・駐車禁止規制

駐車禁止規制を実施していない除雪路線で、交通の安全と円滑を図る必要がある区間について、駐車禁止規制を実施する。

(イ) 広域交通規制の実施

国道17号等の主要幹線道において、気象条件、道路状況の悪化から車両の走行が困難となった場合は、道路管理者、隣接県等とも協力して、迂回路の設定及びタイヤチェーン等非着装車の通行止め規制等の広域交通規制を実施する。

(ウ) 緊急交通規制の実施

異常豪雪などのため、緊急措置が必要と認められるときは、警察署長及び道路管理者の権限により必要な交通規制を実施する。

(エ) 交通指導取締りの強化

冬期間、すべり止め装置非着装車、違法駐車車両及び放置車両の指導取締りを

3 市及び関係機関の役割

重点的に実施する。

(カ) 踏切事故防止対策

冬期間における踏切事故防止を図るため、関係機関の協力等により安全広報活動や除排雪を徹底するとともに、踏切敷板を撤去した箇所については規制柵、規制標識等の設置に努める。また、踏切不停止等の交通指導取締りを徹底する。

エ 市街地の除雪

道路除雪計画の実施にあたっては、屋根の雪下ろし等との関係から市街地部分（人家連たん地区）の除雪があい路となるので、除雪作業の調整、受益者及び住民の協力確保を図り、道路除雪の円滑化を期する。

市は、市街地で排雪が困難な地区に限り排雪場を設けるものとする。この排雪場の選定にあたっては、特に補償の問題も考慮のうえ、事前に関係機関が十分協議して慎重に選定するとともに、沿道住民に対してはその位置を周知させて、みだりに中小河川へ雪を捨てて溢水等の災害を引き起こさないよう配慮する。

(2) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、消・融雪施設及び流雪溝等の除排雪施設の計画的な整備を図る。

(3) 積雪地に対応した道路整備の推進

市、県及び国は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等、積雪地に対応した道路整備を推進する。

3-3 構築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及等

住居等における屋根雪荷重による災害時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及等、無雪化を推進する。

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

住宅等の除雪を自力で行うことが困難な高齢者及び要配慮世帯等に対し、除雪援助を行うとともに、これら世帯の除雪にあたっては、地域の連帯、相互扶助等による組織的取組みがなされるよう努める。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

(5) 建物除雪の確保

ア 公共建物

公共建物の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画を立てて措置すべきものとするが、異常豪雪を考慮し、市長はこれらの総合調整を図り、必要に応じて除雪要員を動員し得るよう措置する。

イ 一般建物

市長は、降雪及び積雪の状況により、各行政区長を通じて、なるべく一斉に屋根の雪下ろしを督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、老人世帯・生活保護世帯等要配慮世帯については、民生委員児童委員や地域関係者の協力による除雪体制の確立に努める。

3 市及び関係機関の役割

ウ 空き家等

市長は、空き家等の放置されている建物により倒壊や道路あるいは隣接の住家等が危険な場合は、所有者と連絡を取り、除雪対策を要請すると共に周囲に危険な状況を周知し未然に事故のないよう対応する。

3-4 雪崩事故の防止

市及び県は、雪崩から住民の生命、財産を守るため、雪崩防止施設等の整備に努めるとともに、雪崩の警戒を行い、事故防止に努める。

(1) 雪崩防止施設の整備

市及び県は、それぞれの管理に属する道路の保全及び交通の安全を確保するため、雪崩発生危険箇所にはスノーシェッド、雪崩防止柵、段切り等の雪崩予防・防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図る。

(2) 雪崩危険箇所の警戒と事故防止

市、県及び防災関係機関は、雪崩発生の危険箇所に接近している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等については、住民の生命の安全確保を図るため、適時に十分な監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、雪崩発生の恐れがある場合には、適宜避難及び部分的な雪庇落しによる事前解消等、地域住民の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を行う。

(3) 道路危険箇所の警戒と事故防止

(ア) 危険箇所の査察

道路パトロールは、長岡国道事務所、市及び県においてそれぞれの担当除雪路線を主体として実施する。

(イ) 標識の設置

雪崩危険箇所を一般に周知させるため、各関係機関は標識を整備し、主要道路及び通学道路を重点として必要箇所に設置する。

(ウ) 事故防止措置

関係機関は協力して危険地域の警ら警戒、避難誘導、危険地域の立入禁止、交通規制及び現場広報、その他必要な事故防止措置を行う。

また、主要道路で大雪崩の発生が予想される箇所については、警察署と協議のうえ、運行車両等の安全確保のために必要な交通規制を実施し、人力又は機械により事前解消に努める。

(4) 雪崩の発生に伴う応急措置

雪崩の発生により道路交通に支障をきたしたときは、当該道路管理者において応急復旧措置を行うものとするが、除雪計画路線については、当該除雪担当機関において速やかに道路の警戒にあたり、交通の確保を図る。

3-5 その他の雪害対策

(1) 教育条件の整備

児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため、次の措置を行うものとする。

ア 通学道路の確保

市長は、集落を中心に通学路を確保するため、あらかじめそれに要する人員の確保計画を立て、除雪機械等により道路を確保するとともに、児童生徒の登下校の際は集団で通学を行わせ、必要によっては保護者等が誘導する。

雪崩の恐れのある箇所については、事前に市が防止策を立てるとともに、児童生

3 市及び関係機関の役割

徒にはっきりわかるような標識を立てて、安全な迂回路を通るよう指導する。

イ 学校における雪害予防

(ア) 校舎等の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の除雪について、学校管理者と連絡を保ち、実施の徹底を期するとともに、次の措置を行うものとする。

- ① 気象情報の伝達、除雪のための動員系統を明らかにするなど雪害防止に努める。
- ② 屋根の積雪量に注意し、雪下ろしの時期を逸さないよう徹底を図るとともに、鉄筋・鉄骨造りの建物には設計上の許容量を表示し、許容量に達する恐れのあるときは、直ちに雪下ろしをする。
- ③ 設計上の許容量を超える積雪量に達する恐れのあるときは、雪下ろしをするまでの間、当該建物の使用禁止の措置をする。
- ④ 除雪は危険度の大きい建物から実施するよう計画し、事故の未然防止に努める。
- ⑤ 建物主要構造部の点検を定期的実施し、不良箇所を発見したときは、所要の措置をとる。

(イ) 校舎等の雪崩防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪崩止めの不完全な学校は、降雪前に整備するとともに、適時に雪庇の処理を行うなど屋根からの落雪による事故防止に努める。

(ウ) 校内における非常口・避難場所の設置

学校の施設内における事故発生に備えて防災避難計画を立て、常に非常口の確保に努めるとともに、避難所及び避難場所を整備する。

(エ) 児童・生徒による学校の除雪作業

- ① 児童・生徒を除雪作業に従事させるときは、危険の伴う屋根雪の除雪は行わせない。
- ② 校地内通路の確保のための除雪及び校舎間の排雪等に児童生徒に従事させるときは、事故の起きないように十分注意するとともに、作業が児童生徒の体力に過重とならないように留意する。

(オ) プール、池等への転落防止

校地内のプールや池等積雪により事故防止用の柵や境界が視認できなくなる箇所については、進入禁止のロープや表示板を設置し、転落を防止する。

ウ 学校給食用物資の円滑な確保

市は、冬期間の降雪等によって学校給食の実施に支障が生じないように、学校給食用物資の円滑な確保と保存に努めるものとする。

エ 雪害に対する予備知識

学校においては、児童生徒に対して雪害の予備知識を与えるとともに、雪道の交通安全指導を徹底し、必要に応じて避難訓練を行う。

なお、除雪機械による事故防止についても十分指導する。

オ 住民・事業所等の協力

住民・事業所等は、通学路の日常点検（雪庇、落雪など）と確保に協力し、危険箇所等を発見した場合には、直ちに市へ連絡する。

(2) 農林水産業雪害予防対策

ア 農林水産業施設の管理保全

(ア) 農業関係施設

① 共同利用施設

農協等の法人及び農業生産組織等が所有する農業施設については、冬期間使用に供しない施設が多く、保全管理がおろそかになりやすい。したがって、降雪前における保守点検、施設の補強・補修等を必ず実施する一方、降雪時には積雪状況に即応した除排雪ができるよう除雪体制整備の指導を行う。

② 非共同利用施設

3 市及び関係機関の役割

豪雪時には、個人所有施設（農舎、畜舎、園芸ハウス等）の倒壊又は損壊被害が発生しやすい。このため、降雪前に各施設の保守点検を励行するとともに、建物の補強・補修等を必ず実施するよう指導する。また、降雪期には積雪及び降雪状況に十分留意し、早めに雪下ろし作業を実施して施設の管理保全に努めるよう周知する。

(イ) 林業関係施設（林道）

市及び関係機関は、融雪時の災害について早期発見に努めるとともに、交通安全確保のため適切な対策をとるよう努める。

(ウ) 内水面漁業施設

冬期間の養殖環境整備のため、越冬施設等は豪雪及び寒冷に耐え得る施設とするよう指導する。

イ 農林水産物の雪害予防技術

(ア) 農作物生産技術及び消雪促進

① 農作物生産技術

降雪前及び積雪期間中における農作物等の栽培管理技術については、「水稻、麦、大豆、野菜、果樹、花き、養蚕の被害減収推定尺度及び技術対策」（昭和56年6月県農林水産部）に準拠し、それぞれ実施するよう農家指導を行う。

② 消雪日予測及び消雪促進方法

豪雪地においては、消雪予定日を的確に予測し、栽培計画の策定や農作業準備を進めることが重要である。このため、消雪日を予測し、通常に比べ消雪が大幅に遅れる場合には、融雪促進剤の散布等による消雪促進対策を進める。

(イ) 林業技術対策

積雪の沈降及び移動圧による林木の雪害を防止するため、根踏み、除間伐、枝打ち等の保育を適期に実施し、健全な林分育成に努める。

積雪による倒伏木は、消雪後速やかに雪起こしを実施すること、及び冠雪による折損木は病虫害防除のため伐採し、林外に搬出するよう指導する。

(ウ) 内水面漁業技術対策

越冬期間中の耐寒・耐久力増強のための飼育管理（ビタミン強化等）及び魚病の予防のため、水産用医薬品の使用等について指導する。

1 計画の方針

<参考>

豪雪地における時期別消雪日の予測

月 日	推計式
3月1日現在	$Y = 27.526 - 0.0037X1 + 0.2038X3$
3月10日現在	$Y = 31.250 + 0.0039X1 - 3.364X4 + 0.0152X5$
3月20日現在	$Y = 33.565 + 0.0998X7$
4月1日現在	$Y = 36.074 + 0.1209X9$

(新潟県農業試験場研究報告第27号から抜粋)

Y : 3月基準消雪予定日 (3月1日からの日数)

X1 : 2月基準積雪指数

2月の各半月別最高積雪量に1半月は1、2半月は2…6半月は6の定数を
乗じ、それぞれ加えた合計値

X3 : 3月1日積雪量

X4 : 3月上旬平均気温 (3月1日～10日観測値 ; (最高気温+最低気温) ÷ 2)

X5 : 3月10日積雪量

X7 : 3月20日積雪量

X9 : 4月1日積雪量

3-6 スキー観光客の対応

スキー場で大規模な雪崩等が発生した場合、リフト・ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊等により、多数のスキー観光客の被災が想定される。

このため、各施設管理者及び市は、次の対策をとることとし、体制の整備を図る。

(1) スキー場施設管理者の対策

- ア スキー場利用者及び従業員等の一時避難誘導
- イ 被災者の救出・救護
- ウ 被災状況の市及び関係機関への報告

(2) 市の対策

被災スキー場への連絡道の確保及び被災者の救出・救護

第29節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。
- (イ) 市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。
- (ウ) 市、消防本部及び消防団は、災害に備え防災意識の高揚及び要配慮者への対策

1 計画の方針

を行う。

- (エ) 市、消防本部、医師会及び医療関係団体は、緊急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市・県、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

- (オ) 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防本部及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

- (カ) 県は、自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

- (キ) 県、県警察、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

- (ク) 県、県警察、消防機関、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

- (ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

- (ア) 市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資器材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

- (イ) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資器材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制確立を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市、消防本部、県及び県警察は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期の対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 住民・事業所等の役割

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平時から地域・学区・行政区等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 事業所等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資器材の整備充実並びに地域住民の協力を得て、初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資器材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓発

市、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

4 県の役割

- (8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制
同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。
- (9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立
救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。
- (10) 医療資器材等の供給支援体制の確保
日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と連携し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。
- (11) 広域消防相互応援の要請及び受援
消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。
- (12) 緊急消防援助隊の要請及び受援
消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行われるよう体制を整備する。

4 県の役割

- (1) 救急・救助連絡体制の確立
迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡体制を確保する。
- (2) 救急医療連絡体制の確立
新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。
また、消防機関とDMATが、災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。
- (3) 救急救命士の救命技術の高度化
県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。
- (4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備
県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時には、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。
- (5) 医療資器材等の供給協定
市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、新潟県薬事協会、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。
- (6) 航空消防防災体制の充実
県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。
また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

1 計画の方針

- (7) 航空機保有機関等との協力体制の確保（防災局・福祉保健部）
県、県警察、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は、合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

5 防災関係機関の役割

- (1) 南魚沼郡市医師会
市及び医療関係機関等と連携し医療救護に必要な協力体制を整備する。
- (2) 日本赤十字社新潟県支部
日本赤十字社新潟県支部は、市及び県から援助の要請があったとき、又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。
災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。
- (3) 新潟DMAT指定医療機関の対策
ア 新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。
イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第30節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

市は、県、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

- (1) 基本方針
- ア 各主体の責務
- (ア) 市及び県は、風水害等の災害から地域住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (ウ) 市及び県は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」。）の確保を図る体制を整備する。
- イ 活動の調整
- (ア) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できる体制を構築する。
- (イ) 被災地における医療需要（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、南魚沼保健所長を災害医療コーディネーターとし、南魚沼郡市医師会、南魚沼郡歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、南魚沼保健所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コー

2 住民・医療機関等の役割

ディネーターを支援するための体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 住民・医療機関等の役割

(1) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

ア 病院

(ア) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- ・災害対策委員会の設置
- ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人口呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- ・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ロ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の実情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(ア) 地域災害拠点病院

① 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

② 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資機材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

② 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資機材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県からDMATの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMATを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3 市の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

4 県の役割

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定めるものとする。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の整備等の点検を行うものとする。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定めるものとする。

4 県の役割

(1) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行なう。

新潟DMA Tは、原則として1チームにつき医師2名、看護師2名、業務調整員1名の5名で構成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で22班編成する。

イ 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で8班編成する。

(3) 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。

新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

1 計画の方針

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資器材等の確保

県は、医療資器材等を配備し、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

(9) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(10) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第31節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び住民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所・指定避難所避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環

2 住民の役割

境の整備

特に、県、市及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について、事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所の暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速、確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 住民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・事業所等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) 災害ハザードマップ等により、浸水、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
 - (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
 - (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
 - (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
 - (オ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。
- イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

風水害等対策編 第2章 災害予防 第31節 避難体制の整備
2 住民の役割

次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

- ① 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- ② 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- ③ 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- ④ 近隣の事業所、住民組織等からの避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- ⑤ 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

- ① 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- ② 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- ③ 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次により平時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 事業所等の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力を努める。

(ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(イ) 必要に応じて、施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3 市の役割

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・事業所等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水による浸水、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域等の危険個所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ウ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(ア) 洪水ハザードマップを作成する。

(イ) 土砂災害ハザードマップは、警戒区域等の指定と合わせて、説明会を開催し、順次整備を行う。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア 気象特別警報・気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線

(戸別受信機を含む)、Ｌアラート、緊急速報メール(電子メール)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・事業所等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者利用施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 避難指示等の伝達に、FMゆきぐに等の放送事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ 避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておくこと。

ク 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の基客観的基準の設定

市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第31節 避難体制の整備
3 市の役割

避難指示等発令基準一覧

	発令者	発令時の状況	住民がとるべき行動	根拠法令
【警戒レベル3】 高齢者等避難	市長	<p>【洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各水位観測所の水位が、「避難判断水位(レベル3水位)」に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者等の特に避難行動に時間を要する人は、指定避難所等への立ち退き避難を開始(避難支援者は支援行動開始) 	災害対策基本法第56条
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 各水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合 国管理河川の水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 各水位観測所の水位が、「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれのある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布(キキクル)で「警戒」(赤)が出現した場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の人、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。)	<p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布(キキクル)が「警戒(赤)」となった場合 		自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	<ul style="list-style-type: none"> 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 		水防法第29条
		<p>【洪水・土砂災害に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 		地すべり等防止法第25条

風水害等対策編 第2章 災害予防 第31節 避難体制の整備
3 市の役割

	発令者	発令時の状況	住民がとるべき行動	根拠法令
【警戒レベル4】避難指示	市長	<p>【洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各水位観測所の水位が、「氾濫危険水位(レベル4水位)」に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定避難所・指定緊急避難場所へ、速やかに避難する。 指定避難所・指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険であると自ら判断した場合には、「近隣の安全な場所」へ移動。 「近隣の安全な場所」への避難すら危険と判断した場合は、その時点で居る建物内において屋内安全確保措置をとる。 	災害対策基本法第60条
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 各水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合 国管理河川の水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 各水位観測所の水位が、「避難判断水位」を超えた状態で、次の①~③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれのある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布(キキクル)で「危険」(紫)が出現した場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 堤防に異常な浸水・浸食等が発見された場合 ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 		災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。)	<p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 土砂災害の危険度分布(キキクル)で「危険(紫)」となった場合 土砂災害の前兆情報(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 		自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員			水防法第29条 地すべり等防止法第25条

風水害等対策編 第2章 災害予防 第31節 避難体制の整備
3 市の役割

	<p>【洪水・土砂災害に共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過する、もしくは、立退き避難が困難となるような暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 		
--	---	--	--

	発令者	発令時の状況	住民がとるべき行動	根拠法令
【警戒レベル5】緊急安全確保	市長	<p>【洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各水位観測所の水位が、氾濫開始相当の水位に到達した場合 ・国管理河川の水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに災害が発生しているまたは、災害の発生が切迫している状況のため、命を守る最善の行動を行う。 	災害対策基本法第60条
		<p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 ・土砂災害の発生が確認された場合 		

魚野川・三国川水位情報による判断基準

基準値				内容
水位観測所名	六日町	中之島	三国川	
はん濫危険水位	161.70m	182.60m	204.58m	住民の避難完了
避難判断水位	161.20m	182.30m	203.70m	住民は避難を判断 市は避難指示等の発令を判断
はん濫注意水位	160.50m	182.10m	203.20m	住民ははん濫に関する情報に 注意 市は高齢者等避難の発令を判 断 消防団出動

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

オ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

カ 避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難指示等が発令された際、住民が迅速に避難できるよう、自主防災組織等の組織づくりを推進する。また、各自主防災組織等の避難誘導體制の確立、避難行動要支援者の把握と避難誘導、防災訓練の実施等の活動を推進する。

イ 各自主防災組織等は、避難指示等が発出された際、速やかに情報の伝達を行い、一時避難所（場所）に避難して安否確認を行う。また、避難行動要支援者の安否確認・避難誘導も速やかに行う。その後、市の指定緊急避難場所、指定避難所へ集団で避難する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第31節 避難体制の整備
 3 市の役割

ウ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「個別支援計画」を策定する。

エ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

一般避難スペースでの避難が困難な障がい者等は、特別支援学校などのバリアフリー化された施設に誘導するとともに、教育施設や公共施設のバリアフリー化を推進する。

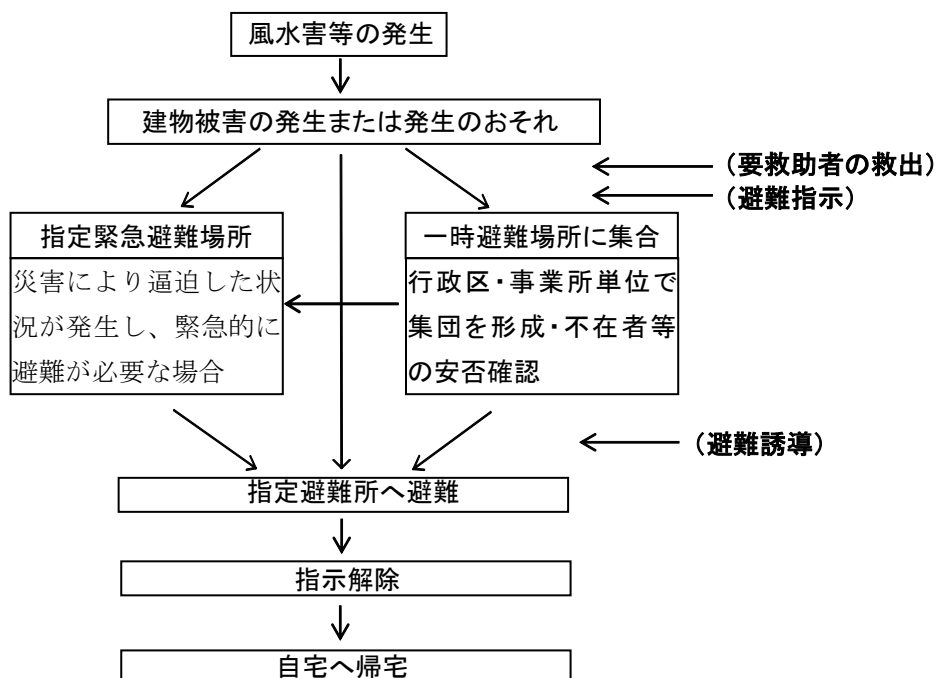
オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

カ 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。

(5) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。



避難所等の考え方

一時避難所	避難場所又は避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して安否確認及び様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ集会所等をいう。
避難路	避難所等へ通じる危険区域を避けた道路又は歩道であって、避難圏内の住民を当該避難所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
指定緊急避難場所	災害による脅威から緊急的に避難することを目的とするため、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所。
指定避難所	災害により、現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を収容、保護し、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設。
福祉避難所	要配慮者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。

- (イ) 避難所等を指定したときは、標識、広報紙・ハザードマップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。
 - (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
 - (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
 - (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
 - (カ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。
- イ 指定緊急避難場所の指定条件
- 住民が、災害による被害が想定される区域内の避難所へ避難したことによりかえって危険が生じてしまうことがないように、指定緊急避難所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、下記のとおり一定の条件を満たす施設又は、場所を指定する。
- (ア) 管理条件
 - 災害が切迫している状況で、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

- (イ) 立地条件
災害による被害の発生する恐れがない区域内（安全な区域）に立地していること。
- (ウ) 構造条件
緊急指定避難場所が、安全区域外に立地している場合、その事象に対し安全な構造であること。
- (エ) 地震を想定した条件
 - (ア) 管理条件に加え、当該施設が地震に対して安全な構造であること又は、場所・その周辺に地震発生時に生命、身体に危険を及ぼす恐れのある建築物や工作物がないこと

ウ 指定避難所の指定条件

災害発生時に住民の避難先であるとともに、被災者が避難生活を送ること、被災者の救援を円滑にするため、地域の状況等を勘案し、下記のとおり一定の条件を満たす施設を指定する。

- (ア) 規模条件
避難者又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (イ) 構造条件
速やかに避難者及び被災者の受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するもの。
- (ウ) 立地条件
想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 交通条件
車両その他の運転手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

エ 指定に当たっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所については、市は災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。
また、市は災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある者がいない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (イ) 指定避難所については、市は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急

急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、崖崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。
- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人あたり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (ケ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (コ) 避難所となる施設は、現行の建築基準法に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。
- (サ) 避難所となる施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所となる施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (セ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (タ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (チ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
 - (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
 - (ウ) 避難所管理にあたる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
 - (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
 - (オ) 避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
 - (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
 - (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
 - (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- カ 福祉避難所の指定
- (ア) 市長は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (イ) 福祉避難所となる施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
 - (ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (6) 広域避難所に係る体制の整備
- ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備
- (ア) 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に伝えるよう体制整備に努める。
 - (イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。
 - (ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備
- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確

実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ等を作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

4 県の役割

(1) 住民への防災に関する情報の提供

- ア 風水害等に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、住民に提供する。

(2) 市の避難体制整備の支援

ア 市への地域の危険情報提供

- (ア) 主要河川について、氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

- (ア) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。
- (イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。
- (オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

- (ア) 市の指定緊急避難場所と指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

5 防災関係機関の役割

- (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- エ 関係機関との情報交換体制の整備
 - (ア) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
 - (イ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
 - (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。
- (3) 広域避難に係る市町村の調整
 - ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援
住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や避難住民の移送に必要な車輛等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。
 - イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。
 - ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 防災関係機関の役割

- (1) 北陸地方整備局
 - ア 市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
 - イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時住民に提供する。
 - ウ 過去の河川はん濫の実績や、破堤はん濫による浸水予報結果等を公表し、住民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。
- (2) 新潟地方気象台
 - ア 市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
 - イ 気象、水象の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

1 計画の方針

- ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。
- エ 気象特別警報、警報及び注意報を発表する場合は、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表する。また、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。
- オ 注意報や警報及び特別警報の発表基準については、適宜見直しを行い、適切な基準を維持する。

(3) 福祉関係者

民生委員児童委員、介護事業者等は、市の個別支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第32節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

1 計画の方針

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

[要配慮者の安全確保計画の体系]

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の情報提供 ・避難誘導・移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none"> ・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 市

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難指示等の判断・伝達マニュアルや個別支援計画を策定するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を関係機関等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関

1 計画の方針

する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

また、職員、住民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

イ 県

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図る。市又は県から要請を受けた要配慮者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

エ 国際交流協会、外国人雇用事業所、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ 地域住民、行政区、自主防災組織等

地域住民、行政区、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を策定する等の安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

2 住民及び事業所等の役割

キ 避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

また、要配慮者が入所している施設管理者は、市・県と協力して、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施するよう努める。

2 住民及び事業所等の役割

(1) 住民及び地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体・住民主体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員児童委員、行政区等と協力して、要配慮者への支援を図る。

(2) 民生委員児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員児童委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県及び防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

ア 国際交流協会

県及び市の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ 訪日外国人等が利用する施設の管理者は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 事業所等の役割

障がい者を雇用している事業所及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障

が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要支援者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

ア 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は、在宅の要配慮者のうち、下記の範囲の者とする。

- (ア) 要介護認定で要介護3以上の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている障がい者
- (ウ) 療育手帳のA判定を受けている知的障がい者
- (エ) 難病患者のうち下記に掲げるもの
 - ① 侵襲的人工呼吸療法及び非侵襲的人工呼吸療法患者
 - ② 頻回吸引を要する患者
 - ③ 在宅酸素療法患者
 - ④ 在宅人工透析療法患者
 - ⑤ 上記の他、日常生活動作が低下している又は災害時に移動が困難な難病患者
- (オ) その他市長が支援の必要を認めた者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を記載し、又は記録する。

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約する。

また、市で把握していない情報が名簿の作成に必要があると認められるときは、県知事に対して要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

ウ 避難支援等関係者となる者の範囲

- (ア) 行政区
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 民生委員児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 消防団
- (カ) 警察署
- (キ) 市組織内で避難支援等に関わる部署

エ 名簿提供における情報の管理

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、

次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (エ) 施錠可能な場所への名簿の保管の保管を行うよう指導する。
- (オ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達を迅速かつ正確に行うため、FMゆきぐにへの緊急割込み放送、緊急情報メール配信、広報車やホームページ等による広報等、情報伝達体制の整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、行政区、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う要員の配置等体制整備を図る。

- (ア) 避難所の管理責任者は、避難所名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。
- (イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。
- (ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食糧の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら、要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- (エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。
- (オ) 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のために、バリアフリー化するなど避難生活に支障が少ない施設を整備したうえで、福祉避難所予定施設と

して早期に指定するよう努める。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設整備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 健康・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、行政区等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護に必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図るよう努める。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底に努める。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化の推進に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人も参加するよう啓発するとともに、外国人雇用事業所や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備に努める。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要支援者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第33節 円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備
1 基本方針

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供が行うことができる体制の整備を図る。また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第33節 円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

1 基本方針

風水害等発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災の場合）、災害対策本部を迅速・円滑に立上げ、各種災害応急対策を遂行する環境を整える必要があるため、職員の動員体制、情報の収集・伝達体制、関係機関との連携体制の強化し、災害対策本部体制の確立を図る。

2 職員の動員体制の整備

休日・夜間等勤務時間外に風水害等が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。そこで、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

3 情報収集・伝達手段の整備

災害発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間で様々な情報交換を行う必要があるが、携帯電話も含め一般加入電話の集中・途絶も想定される。こうした事態においても、適切な情報収集・伝達が行えるよう、あらかじめ下記の点について対策を講ずる。

(1) 電気通信設備の優先的使用（非常・緊急通話及び電報）

災害時において加入電話の通話が不能又は困難な場合で、応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法の規定による非常・緊急通話又は電報を使用するものとする。

なお、防災関係機関は、非常・緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定して当該電話番号を所轄の NTT 東日本新潟支店に申請し、承認を受けておくものとする。

(2) 他機関の有線及び無線通信設備の使用

市は災害に関する注意報・警報の伝達等、災害対策基本法第 56 条に定める緊急通信の必要があるときは、同法第 57 条の規定により、また、災害時における応急措置の実施上必要があるときは、同法第 79 条の規定により、それぞれ有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用するものとする。

使用することができるおもな通信設備は、電力通信、消防通信、気象通信の各通信設備である。

(3) 非常無線通信

市及び防災関係機関は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、またこれを使用することが著しく困難であるときに災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。

非常無線通信を依頼できる主な無線局

- ①北陸地方整備局各事務所
- ②NTT 東日本新潟支店
- ③東北電力ネットワーク(株)魚沼電力センター

(4) 放送の利用

① 放送の要請・整備

市は緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、災害に関する通知要請、伝達、注意報、警報等の放送についてFMゆきぐに等を活用するほか、テレビ・ラジオの放送機関に要請するものとする。

災害時には協定書に基づき、FMゆきぐにへ割り込み放送を行うとともに、J-ALERTの緊急情報を割り込み装置を接続し、自動的に放送できるようにシステムを整備する。

また、FMゆきぐにの浦佐地区及び周辺の難聴地域解消に向けて中継局を設置する。

② 要請の手続き

FMゆきぐにへの要請は協定書に基づき行い、これ以外の放送機関に対する放送の要請は、県を経由して放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行うことができる。

(5) 使送による連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

市長は県知事に対し災害応急対策のため必要がある場合、自衛隊の必要な要員、資機材等を含む通信支援の要請を依頼することができる。

(7) アマチュア無線などの利用

災害時において他の通信手段が利用できない場合は、アマチュア無線局に協力を依頼するものとする。

4 被害情報収集体制の整備

災害後の災害応急対策活動を迅速・的確に遂行するためには、まず、被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等住民から被害情報を入手する体制を整備するとともに、被害情報収集マニュアルを作成するなどして適切な被害情報の収集体制を整

える。

(1) 情報の収集

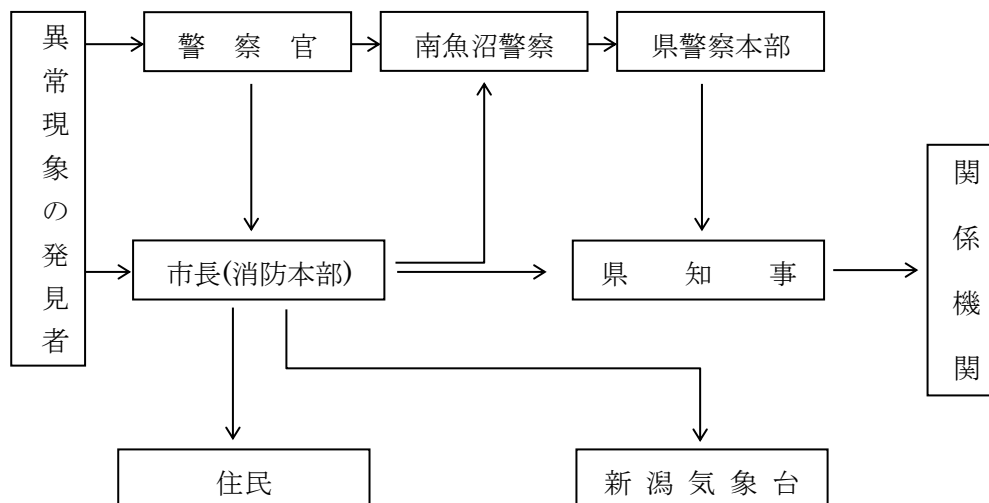
- ① 災害情報の収集は、災害発生当初においては、住民の生命身体に対する被害及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害を優先し、重点的に収集するものとする。
- ② 災害の規模、状況等が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設、その他の被害状況を速やかに調査し、収集するものとする。
- ③ 収集するに当たっては、災害の規模、状況等を推知し得る写真の確保に努めるものとする。
- ④ 覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、覚知者又は発見者の住所、氏名を確認しておくものとする。

(2) 異常現象を発見した者の通報

災害が発生する恐れのある異常なる現象を発見した者は、市長、警察官のうち通報にもっとも便利なものに速やかに通報するものとする。

この場合において、市長がこれを受けた場合は県知事及び南魚沼警察署へ、警察官がこれを受けた場合は市長へ、その所有する専用通信施設又は電気通信施設により速やかに通報するものとし、県知事は速やかに関係機関へ通報するものとする。

また、通報を受けた市長は県知事へ通報すると同時に新潟地方気象台長へ通報するものとする。



異常現象発見者の通報系統図

5 住民への広報体制の整備

災害後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難指示等といった緊急情報のほか、安否情報、給水や物資配布、通行止めのお知らせなど様々な生活情報を住民に広報することが求められる。そこで、住民への広報活動を適切に行えるよう、下記の点について準備を行っていく。

6 防災関係各機関・団体との連携強化

①住民への情報伝達手段の充実

※防災行政無線、緊急告知(防災)ラジオ、FMゆきぐにによる放送、緊急情報メール、サイレン、インターネット、広報車等複数の情報伝達手段の充実を図る。緊急告知(防災)ラジオを関係機関等及び行政区の役員等に配布する。

②防災拠点及び避難所としている各学校のパソコンの整備(教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。)

③広報紙(チラシ)の発行体制の整備

災害発生直後の広報	その後の広報
地震時の一般的注意事項 初期消火活動、人命救助の呼び掛け 災害情報、被害情報 避難に関する情報	災害情報、被害情報 救援物資の配給状況 ライフライン等の復旧情報 緊急交通路確保への協力要請 ボランティア受け入れ情報 安否情報

6 防災関係各機関・団体との連携強化

災害後の各種災害応急対策活動は、市と様々な防災関係機関、団体が連携して実施される。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行っていく。

- ①協定等の締結
- ②定期的な情報交換の実施
- ③防災訓練の実施

第34節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品(以下「食料及び物資等」という)は、住民(各家庭、事業所、学校等)が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

ウ 県は、市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

オ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務(物資の保管、荷捌き及び輸送)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点か

2 住民・事業所等の役割

ら指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

カ 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

キ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制の整備に努める。県は、市の体制整備を支援する。

イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制の整備に努める。県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するよう。

イ 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の事前配備に努める。

ウ 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等の事前配備に努める。

(4) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 住民・事業所等の役割

(1) 住民の役割

ア 各家庭において、平時から家族の3日分、できれば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮の必要のある者は、平時から3日分（推奨1週間分）の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

3 市の役割

- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
 - オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
 - カ その他災害時に必要な物資(携帯ラジオなど)を事前に用意するよう努める。
- (2) 事業所、学校等の役割
- ア 事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
 - イ 事業所等は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
 - ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

3 市の役割

- (1) 食料及び物資等の備蓄
- ア 食料及び物資等の備蓄に努める。
 - イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
 - ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるように努める。
- (2) 物資拠点の選定
- 県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等ができる施設(地域内輸送拠点)を選定する。
- (3) 食料及び物資等の緊急供給体制の整備
- ア 事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
 - イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
 - ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
- (4) 燃料の緊急供給体制の整備
- あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (5) 住民への普及啓発
- ア 家庭、事業所、学校等に対して災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
 - イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配布訓練を行う。
 - ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。
- (6) 食料及び物資等の備蓄計画
- 大水害等により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食糧、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行

風水害等対策編 第2章 災害予防 第34節 食料・生活必需品等の確保計画
 3 市の役割

うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から下表（備蓄目標基準・備蓄する品目）に基づき物資の備蓄または供給協定を締結し整備する。備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

ア 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

※発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区毎に分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。

イ 流通在庫備蓄のための協定等の締結

ウ 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

エ 在宅要配慮者に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやすい食品、車イス等）

オ 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切り板等）

カ 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

キ 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標基準（例）

	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
家庭・ 自主防災組織レベル	1人3日分 → (現物を備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物を公的備蓄) ↓	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物の公的備蓄又は 流通在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物の公的備蓄又は 流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、補完する手順を示す。

備蓄する品目（生活関連の例）

品目
・保存主食・副食（いわゆるサバイバルフーズ、アルファ米、缶詰など（割り箸、紙食器等を含む））
・粉ミルク
・保存水（ペットボトル）
・医薬品
・飲料水用ポリタンク・給水パック（袋）
・哺乳ビン
・身の回り品（トイレットペーパー、タオル、石けん、歯磨き等）
・生理用品
・折りたたみ式簡易トイレ（パック式セット）又は仮設トイレ
・毛布
・紙おむつ（大人用）
・紙おむつ（子供用）
・救急医療セット
・懐中電灯
・ラジオ
・乾電池
・防水シート（グラウンドシート）
・ロープ（シート張り、救助用）
・ストーブ
・発電機
・避難所用シート
・車イス
・簡易ベッド

- (7) 食料及び物資等の配布担当部局
生活必需品等の配布は、市民生活部が担当するものとする。

4 県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設

5 防災関係機関の役割

(広域物資輸送拠点)を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 事業所・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報(施設に至る経路や燃料関連設備の状況等)の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対し燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 住民への普及啓発

- ア 家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

(2) (公社)新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

- ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第35節 学校の風水害等対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発

風水害等対策編 第2章 災害予防 第35節 学校の風水害等対策
2 学校の役割

生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者(市、県、学校法人等)は、学校の施設について、風水害等の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、地域防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所等を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制整備
応急対策	①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の生徒等の安全確保 ③避難誘導 ④生徒等の安否確認 ⑤気象情報の収集 ⑥被害状況の把握と報告 ⑦下校措置 ⑧避難所開設・運営協力 ⑨教育活動の再開 ⑩生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

また、災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員の役割分担

及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止屋外設備・備品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、除雪に際しては避難路の確保に万全を期す。

(4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に風水害等が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を記載した「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制の整備に努めるとともに、各学校のホームページを活用した情報提供が速やかに行えるよう準備する。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第35節 学校の風水害等対策
3 学校設置者の役割

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、風水害等発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、風水害等発生時に沈着・冷静かつ確かな行動がとれるよう、事前に予告しない訓練も計画するなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。
なお、学校の立地条件を考慮して、事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。
(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

3 学校設置者の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガス設備の破損、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

① 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

② 生活雑用水確保のためのプールの活用

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

(1) 市立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり

(2) 学校に対する支援及び助言

市は、地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、

災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割
第3項記載のとおり
- (2) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言
県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。
- (3) 公立学校教職員に対する防災教育
県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に
応じた避難行動などに関する研修を行う。

第36節 文化財の風水害等対策

1 計画の方針

- (1) 基本方針
 - ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害等から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
 - イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害等への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
 - ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者に対して、風水害等への予防措置等の指導・助言を行う。
- (2) 文化財の種別毎の対策
 - ア 建造物
文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。
 - イ 美術工芸品、有形文化財
文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。
 - ウ 史跡、名勝及び天然記念物
文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水・豪雪による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

- (1) 住民の役割
文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

3 市の役割

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水・豪雪に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。文化財を風水害等から保護するため、その管理状況（倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第37節 ボランティア受入れ体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

風水害等対策編 第2章 災害予防 第37節 ボランティア受入れ体制の整備
2 県支援センターの役割

(2) 事前体制整備

ア 県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「県調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。

イ 市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら、災害ボランティアを受け入れる南魚沼市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生後 3 時間以内	県と調整会議による意思決定、「県支援センター」の設置、情報の受発信
災害発生後 6 時間以内	県支援センターの運営、情報の発信
災害発生後 12 時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣
災害発生後 24 時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地ニーズの把握
災害発生後 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、新潟県県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

(1) 情報の受発信に係る体制の整備

(2) ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

3 市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制整備を支援する。

4 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ボランティアセンターの体制整備については、市社会福祉協議会と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

- (3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発
防災訓練などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。
- (4) ボランティアセンターの設置・運営
ボランティアセンターの設置は、市が災害対策本部を設置した場合、市社会福祉協議会が設置する。市社会福祉協議会は、ボランティアセンターの配置計画について、市と協議して作成するよう努める。市災害対策本部とボランティアセンターは、災害情報を共有する体制の整備を行う。

5 県の役割

県支援センターの体制支援

- (1) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。
- (2) 同センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- (3) 県外の行政機関や県内外の支援団体などとの調整を図るため職員を配置できる体制を整備する。

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県社会福祉協議会
 - ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。
 - イ 県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について、支援する体制を整備する。
- (2) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会
 - ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。
 - イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について、支援する体制を整備する。
- (3) 関係機関
ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について、支援する体制を整備する。

第38節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開でき

るよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握につとめる。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された従業業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 県役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握につとめる。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

4 商工団体の役割

(1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的

に啓発する。

- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。
- (4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に企業等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止につとめる。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限度に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

1 計画の方針

第39節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市、県の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 各部局は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を整備する。

3 防災関係機関の役割

カ 大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているかを確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク 上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

重要業務を目標時間内に実施するために、執務スペース（庁舎）、通信手段、情報システム、データのバックアップ、電源、トイレ等の執務環境の確保に努める。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3 防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。